

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する旅費の種類及び支給額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図ることとして改正された国家公務員等の旅費制度の内容を踏まえ、区の職員に支給する旅費について見直しを行います。

【条例改正の内容】

①旅費の種類及び支給額について、次のとおり改定します。

現 行		改 正 案	
種 類	支給額	種 類	支給額
鉄道賃	実費	鉄道賃	実費
船賃	実費	船賃	実費
航空賃	実費	航空賃	実費
車賃	一部定額	その他の交通費	実費
日当	定額	宿泊手当	定額
宿泊料	上限付き実費	宿泊費	上限付き実費
—	—	包括宿泊費【新設】	実費
食卓料	定額	【廃止】	—
移転料	実費	転居費	実費
着後手当	定額	着後滞在費	上限付き実費
扶養親族移転料	定額	家族移転費	実費
旅行雑費	実費	渡航雑費	実費
支度料	定額	【廃止】	—
死亡手当	定額	死亡手当	定額

②1泊につき支給する宿泊費の上限額を、内国旅行の場合は1万9,000円、外国旅行の場合は5万9,000円とします。

③1泊につき支給する宿泊手当の上限額を、内国旅行の場合は2,400円、外国旅行の場合は5,400円とします。

④死亡手当の支給額を46万円から93万円に引き上げます。

⑤その他規定の整備

⑥以下の条例において引用している港区職員の旅費に関する条例に定める旅費の種類等を変更します。

1	港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
2	港区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
3	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
4	港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例
5	港区建築審査会条例

【施行期日】

令和7年4月1日